

(様式 1-3)

## 福島県（新地町）帰還・移住等環境整備事業計画

### 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和6年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

|  |                            |     |                   |                            |          |
|--|----------------------------|-----|-------------------|----------------------------|----------|
| NO.  | 1                          | 事業名 | 自家消費用食品等放射性物質測定事業 | 事業番号                       | (3)-23-1 |
| 交付団体   | 新地町                        |     | 事業実施主体（直接/間接）     | 新地町（直接）                    |          |
| 総交付対象事業費   | (15,400(千円))<br>15,711(千円) |     | 全体事業費             | (15,400(千円))<br>15,711(千円) |          |
| 帰還・移住等環境整備に関する目標   |                            |     |                   |                            |          |
| <p>東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故で発生した放射性物質の飛散によって、町内の農産物からも高い放射線量が検出される状況となった。事故から10年が経過した現在もなお、出荷が制限されている農産物等があり、住民の食生活に対する不安が根強く残っている。</p> <p>新地町では、自家消費用食品等の放射性物質測定を実施し、放射性物質の汚染が心配される農産物等を住民が気軽に検査場に持ち込める環境整備を行う。また、広報やホームページ等で測定結果を公表し、町全体で放射性物質に対する不安の払拭を図る。</p> |                            |     |                   |                            |          |
| 事業概要   |                            |     |                   |                            |          |
| 1 事業の概要  |                            |     |                   |                            |          |
| <p>町役場内に配備されている放射性物質測定機器（1台）により、検査依頼のあった食品等の放射性物質測定を行う。測定結果については、依頼者に対して書面でお知らせするとともに、広報（月1回）やホームページ上で公表し、町全体に放射性物質に対する正しい情報発信を行う。</p> <p>また、測定機器の信頼性の確保や測定結果の正確性を期すため、年1回、機器校正を行う。</p>  |                            |     |                   |                            |          |
| 2 第6次新地町総合計画における位置づけ   |                            |     |                   |                            |          |
| (1) 主要施策 農林水産業の振興・復興、多様な農業生産の推進  |                            |     |                   |                            |          |
| 3 検査申請から結果受取までの流れについて  |                            |     |                   |                            |          |
| <p>住民より検査検体および申込書の受理 → 役場検査機器にて検査 → NDの場合は検査結果表と検体を申込者に返却。100Bq/kg 超の場合は、検査結果のみを申込者に渡し、検体については役場側で処分する。</p>  |                            |     |                   |                            |          |
| 当面の事業概要  |                            |     |                   |                            |          |
| <令和6年度>  |                            |     |                   |                            |          |
| ・検査事業の継続実施   |                            |     |                   |                            |          |
| ・食品放射性物質測定機器の真度校正  |                            |     |                   |                            |          |
| <令和7年度以降>  |                            |     |                   |                            |          |
| ・検査事業の継続実施   |                            |     |                   |                            |          |
| ・食品放射性物質測定機器の真度校正  |                            |     |                   |                            |          |
| 地域の帰還・移住等環境整備との関係  |                            |     |                   |                            |          |
| <p>食品等の放射線測定体制を整備し、食品等の放射性物質の測定を実施し安全の確保を図ることによって、食品等の摂取による内部被ばくを未然に防ぎ住民の健康を守る。また、検査結果を公表することで地域全体の安全・安心な生活を確保し、帰還環境整備の充実に資するものである。</p>  |                            |     |                   |                            |          |
| 関連する事業の概要  |                            |     |                   |                            |          |
|  |                            |     |                   |                            |          |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

|           |  |
|-----------|--|
| 関連する基幹事業  |  |
| 事業番号      |  |
| 事業名       |  |
| 交付団体      |  |
| 基幹事業との関連性 |  |
|           |  |